

## オンラインシンポジウム「冤罪被害者と犯罪被害者を結ぶ」

### (被害者分断の克服に向けて Part II)

#### ●概要

昨年度開催された、シンポジウム「被害者分断の克服に向けて」のPart IIとして、今年度は、冤罪被害者と犯罪被害者とを結ぶというテーマで、シンポジウムを企画しました。

熊本には、免田事件、松橋事件など著名な冤罪事件があります。冤罪被害者は、誤った捜査や刑事裁判によって人生を狂わされる壮絶な被害を負います。こうした冤罪被害者がようやく無罪判決を得たことが報道される際には、雪冤を喜ぶ冤罪被害者やその支援者にスポットライトが当たる一方で、同時に犯罪被害者のやるせなさが最後にぼつりと掲載されるパターンが少なからず見受けられます。しかし、こうした報道は、冤罪被害者と犯罪被害者とを対立させ、分断させるものではないでしょうか？

このような事情もあって、冤罪被害と犯罪被害の問題を同時に論じることは避けられてきたように思われます。しかし、冤罪被害者も犯罪被害者もともに誤った捜査や裁判の被害者という側面を持っています。ここに光をあてて、冤罪被害者と犯罪被害者がともに権力の誤りを生じさせないように力を合わせる方向で両者を結ぶことができないかという問題意識から本シンポジウムを企画しました。

そこで、本シンポジウムでは、冤罪被害者と犯罪被害者がどのような被害を受けているのか、そして、その被害の克服に向けて共通に必要なものはなにかを明らかにしていくことで、冤罪被害者と犯罪被害者を結ぶ道筋を示すことができたらと考えております。

#### ●シンポジストのご紹介

・片山徒有 氏 犯罪被害当事者：片山さんには、犯罪被害者ご遺族として受けた被害とともに、その後、刑事・少年司法改革に取り組むに至った経緯とそこから学ばれたことについて語っていただきます。

・輿掛良一 氏 冤罪被害当事者：輿掛さんには、身に覚えのない事件で逮捕・勾留され、孤立無援のまま一審で有罪判決を受け、拘置所に10年以上閉じ込められた上、二審で無罪判決を得て、無罪判決が確定した中で、何に傷つき、犯罪被害者にどのような思いを持つに至ったかについて語っていただきます。

・鴨志田祐美 氏（京都弁護士会所属弁護士）：鴨志田さんには、犯罪被害当事者の代理人を務めた多くのご経験とともに、大崎事件の再審無罪を獲得するための弁護活動を通して、弁護士として、冤罪被害者と犯罪被害者を結ぶにはどのような取り組みが必要かについて語っていただきます。

・岡田行雄 氏（熊本大学大学院人文社会科学部教授）：岡田さんには、冤罪被害者と犯罪被害者の分断を克服し、冤罪被害者と犯罪被害者が共に手を携えていく道筋について語っていただきます。